

「社会に開かれた 市民の信頼に応える 教育行政の推進」

志賀教育長は、2月27日に開会した定例市議会で
令和2年度の教育行政方針を述べました。

はじめに

令和2年第1回定例北見市議会の開会にあたり、教育行政方針について申し上げます。

昨今は、人口知能の技術革新、グローバル化の進展などにより、子どもたちを取り巻く環境は、急速に変化しております。

さらに「人生100年時代」の到来や「ソサエティ5.0」の実現を見据え、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮し、より良い社会の創り手となる力を身に付けることが求められています。

このような中、教育委員会といたしましては、「北見市教育大綱」の基本理念である「豊かな心と文化を育むひとづくり、まちづくり」の実現

に向けて、教育は未来を創造する人材を育成する基盤であるとの認識に立ち、社会に開かれた市民の信頼に応える教育行政を推進してまいります。

学校教育の充実

学校教育では、子どもたちが未来の創り手として、たくましく生き抜く力を培うことができるよう、以下の4点を主要な施策として取り組みます。

- (1) 信頼に応える学校づくりの推進
- (2) 確かな学力を育成する教育の推進
- (3) 豊かな心や健やかな体を育成する教育の推進
- (4) 教育環境の整備

社会教育の充実

社会教育では、市民一人一人が、まちづくりの担い手として、創造力豊かに夢と希望をもって、個性や能力を伸ばすことができるよう、以下の5点を主要施策として取り組みます。

- (1) 自ら学び成果を活かす社会教育活動の推進
- (2) 学校・家庭・地域が連携し子どもを育てる環境づくりの推進
- (3) 健康づくりと競技力向上や地域に根ざしたスポーツ活動の推進
- (4) 歴史と風土に根ざし次世代につなげる地域文化活動の推進
- (5) 社会教育を充実させる学習環境づくりの推進



市ホームページに教育行政方針の全文を掲載しています。

<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/3526/>

☎ 学校教育部総務課

☎ 33・1742